

国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(共同利用設備及び利用料単価) 第3条 共同利用設備及びその利用料単価は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>別表第1(第3条関係) [別紙参照]</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係) [別紙参照]</p>	

附 則 (細則第17号)

この細則は、平成27年6月29日から施行する。

現 行					改 正 案				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
設備名称		利用料単価	設置場所	備考	設備名称		利用料単価	設置場所	備考
	利用種別					利用種別			
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
					電子線描画装置（E B）		学外者900円／回	先端産学連 携研究推進 センター 113-114号室	1回は30分とす る。
							学内者900円／回		